

議案第9号

豊橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則について

令和6年3月28日提出

豊橋市教育委員会  
教育長 山西正泰

豊橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

豊橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表の規則で定める事務を定める規則（平成27年豊橋市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| （条例別表の規則で定める事務）<br>第2条 条例別表12の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務（教育委員会が定める者に係るものに限る。）とする。<br>（1）・（2）（略） | （条例別表の規則で定める事務）<br>第2条 条例別表13の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務（教育委員会が定める者に係るものに限る。）とする。<br>（1）・（2）（略） |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。